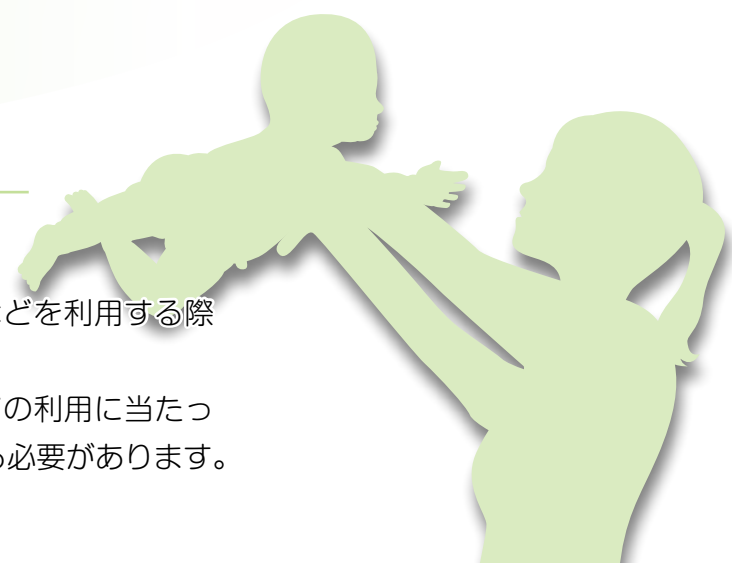




利用手続きが変わります

新制度のスタートに伴い、幼稚園や保育所などを利用する際の手続きが変わります。

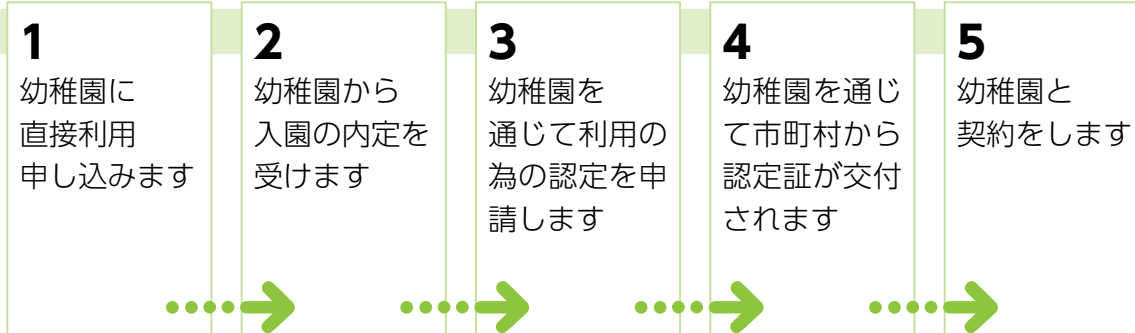
幼稚園（新制度に移行する園）や保育所などの利用に当たっては、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

3つの認定区分の種類

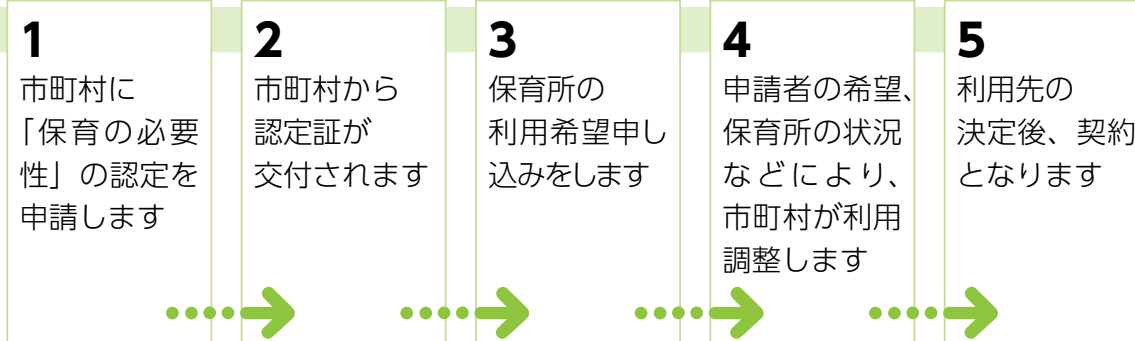
認定区分	対象となる子ども	利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする場合	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とする場合	保育所、認定こども園、地域型保育

※新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園があります。詳しくは利用される園へご確認ください。

幼稚園を利用希望の場合



保育所を利用希望の場合



村の利用手続き・認定について

やまゆり保育所、村立草野・飯樋幼稚園の利用者には、3月に認定区分をお知らせする予定です。村外の施設を利用される方は、新制度によって、どのような支援が提供されるのか、現在お住まいの市町村へお問い合わせください。

すべての子ども達が、笑顔で成長していくために

すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために

平成27年4月から新制度がスタート予定

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律）が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。

新制度は、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した制度です。また、子どもや子育て家庭の状況に応じたさまざまな支援を市町村が中心となって行います。



保護者のみなさんの働き方と子育ての状況にあわせて、例えば、こんな支援が利用できます。

新制度のもとで、利用できる支援を探す参考にしてください。



育休が明けたら、仕事もしっかり頑張りたい！

両親ともフルタイムの共働き世帯の場合

- 保育所
- 認定こども園
- 幼稚園＋預かり保育※満3歳以上の場合



ゆっくり、子育てをたのしみたい♪

両親のどちらかが専業主婦(夫)世帯の場合

【施設を利用】

- 幼稚園
- ※満3歳以上の場合
- 認定こども園

【お家で子育て】

- 地域の子育て支援
- ・子育て支援センター
- ・一時預かり

